

選挙運動費用収支報告書の記載例について

青森県選挙管理委員会

◎ 会計帳簿の様式

(出納責任者が備え付ける帳簿、公職選挙法施行規則別記第30号様式)

1 収入簿

月 日	金額又は 見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職 業		
	円						
合 計							

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支出簿

月日	金額又は見積額			支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出の見積の根拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出	合計		住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業			
	円	円	円							
合計										

備考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載するものとする。
- 2 この帳簿には、（一）立候補準備のために支出した費用 （二）選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記するものとする。
- 3 この帳簿の各科目には、（一）人件費 （二）家屋費（イ）選挙事務所費（ロ）集会会場費等）（三）通信費（四）交通費（五）印刷費（六）広告費（七）文具費（八）食料費（九）休泊費（十）雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用ポスターの作成に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。
- 9 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

◎ 支出項目の分類上の注意

1 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上等運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）及び手話通訳者に対する報酬のことです。なお、選挙運動員等については、実費弁償が支払われますが、その内容は、4 交通費、8 食料費等として処理してください。

2 家屋費

(1) 選挙事務所費

主として借上料であって、この中には、事務所自体と机等の備品の借上料が考えられます。なお、事務所の電話を架設する費用も家屋費の中に含まれますので注意してください。

(2) 集合会場費

主として個人演説会場の借上料等のことです。この中にも机などの備品の借上料が入ります。

3 通信費

主として電報、電話、葉書、封書等に要する費用のことです。電報は文書であって選挙運動のために使用することはできませんが、事務上の連絡のために使用することは差し支えありません。

葉書、封書も同様に、事務連絡用のものに限り使用できます。（なお、選挙運動用通常葉書で規定枚数以内のものの郵送料は無料であり、計上されません。）

電話架設費は、選挙事務所費に入りますが、電話機借上料と通信料は通信費に入ります。

また、選挙管理委員会等に対する届出等のために要した通信費も計上してください。

4 交通費

候補者、運動員、事務員、労務者等についてその支出が考えられますが、候補者の分については、原則として選挙運動費用とはみなされません。

候補者と運動員がタクシーを拾ったような場合には、一般には運動員は便乗と解されるので、算入する必要はありません。

運動員が友人の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合等は、時価で見積り、寄附及び支出として費用の中に算入しなければなりません。

選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用（借上料、ガソリン代、軽油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等）は、選挙運動のための支出とみなされないため、記載する必要はありません。ただし、自動車及び船舶に取り付ける文書図画に要する経費は、ここでいう「使用するために要した費用」とは認められないので、選挙運動費用に計上しなければいけません。

5 印刷費

主として選挙運動のために使用するポスター及び葉書の印刷費のことです。なお、選挙運動のために使用するポスターの作成費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければいけません。

6 広告費

主として立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用のことです。

7 文具費

紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等のことです。

8 食料費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律上認められた運動員及び労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等のことです。

9 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用のことです。

10 雑費

1～9以外のもので、例えばガス代、電気代、水道代等がこれに含まれます。看板等の作製に当たって、材料を提供して労務者を雇い作製したものであるときは、材料代は雑費になりますが、労務者に要した費用は人件費に、ペンキ代等は文具費に記載されることとなります。

看板の作製を看板作製業者に請け負わせたときは、その費用は広告費に記載されることとなります。

◎ 選挙運動費用に算入されないもの

- 1 立候補準備のために要した支出のうち、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- 2 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- 3 候補者が乗用する自動車、船舶、列車、飛行機、バス等のために要した支出
- 4 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- 5 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- 6 確認団体が行う選挙運動のために要した支出
- 7 いわゆる選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

なお、供託金は選挙運動費用ではありません。

◎ 選挙運動費用収支報告書の様式（出納責任者が県選管へ提出する報告書、公職選挙法施行規則別記第31号様式）

様式及び記載例は、別紙のとおり。

※ 記載方法の一部が以下のとおり改正されましたのでご注意ください。

<平成19年1月1日から>

- ・ 収支報告書に併せて提出すべき書面（領収書等）のうち、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面（「振込明細書に係る支出目的書」（第31号様式の3））及び金融機関が作成した振込明細書の写しをもって、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（第31号様式の2）に代えることができることとなりました。
- ・ 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（第31号様式の2）中、公職の候補

者及び出納責任者の住所を記入する必要がなくなりました。
<平成20年10月1日から>

- ・ 収入の部における公費負担相当額の記載が義務付けられました。
- ・ 支出の部における公費負担相当額の支出項目ごとの単価、枚数及び金額の記載が義務付けられました。

◎ 注意事項

1 選挙運動費用収支報告書の提出期限

平成27年4月27日（月）（※選挙の期日から15日以内）

- ・ 当該選挙の期日の告示の日前まで、選挙の期日の告示の日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出について記載して報告してください。
- ・ 選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付してください。

※ 4月27日（月）までに提出する精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から7日以内に提出してください。

※ **無投票となった場合でも、必ず提出してください。**

※ 選挙運動費用の収支報告書若しくはこれに添付すべき書面（領収書等）の提出をせず又はこれらに虚偽の記入をした出納責任者は処罰されます。（公職選挙法第246条第5号の2）

2 選挙運動費用収支報告書の公表等

- ・ 選挙運動費用収支報告書については、当委員会においてその内容を取りまとめ、青森県報によりその要旨を公表することとされています。
- ・ 選挙運動費用収支報告書については、当委員会において受理した日から3年間保存し、その期間内においては、何人もその閲覧を請求することができることとされています。

3 確認団体については、政治資金規正法第12条第1項に規定する収支報告書により平成27年分の収支を報告する際に、他の収入、支出等と併せて報告することとなります。

◎ 選挙運動費用収支報告書作成支援ソフトの活用について

- 1 標記ソフトを使用することにより、国政選挙・地方選挙を問わず、公職の候補者の選挙運動に関する日々の収入・支出等の出納整理から、公職選挙法において作成が義務づけられている会計帳簿を作成することができ、さらに会計帳簿と連動して自動的に選挙運動費用収支報告書を作成することができます。
- 2 標記ソフトは、総務省のホームページからダウンロードすることができます。積極的に御活用ください。

(ソフトの入手方法)

- (1) 総務省ホームページの支援ソフトが掲載されたホームページ（以下「掲載ページ」という。）へアクセスする。
URL : http://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html
- (2) 「3. ダウンロード『ダウンロードはこちら』」をクリックし、保存の上、使用してください。

3 留意事項

- 本ソフトの使用にあたっては、操作マニュアル（このソフトの掲載ページにて入手可能）を必ず参照するとともに、掲載ページ及び操作マニュアルに記載された事項についても留意してください。
- 本ソフトでは、寄附金控除のための書類も作成可能です。
- なお、寄附金控除のための書類については、選挙の種類による作成制限を行っておりません。したがって、すべての選挙において作成することが可能となっておりますが、市町村の長及び議員の選挙における候補者に対する寄附金については、寄附金控除の対象となっておりませんので、ご注意ください。
- 御不明な点があれば、電子メール（senkyo.kanri@soumu.go.jp）にて総務省自治行政局選挙部管理課へお問い合わせください（本ソフトに係る内容についてはマニュアルを参照してください。）。